

社会福祉法人足立区社会福祉協議会役員報酬等に関する規程

(目的)

- 第1条 この規程は、役員報酬等を支給するために必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 この規則に定めのない事項については、非常勤職員等就業規則及び非常勤職員等給与規程を準用する。

(対象役員)

- 第2条 報酬等を支給する役員は、週30時間以上勤務する役員とする。
- 2 足立区より給与の支給を受ける役員には、前項の規定によらず報酬等を支給しない。
- 3 第1項に示した役員を除く役員には、報酬等を支給しない。

(報酬等)

- 第3条 役員に支給する報酬等は、次に掲げるものとする。
- (1) 報酬
- (2) 付加報酬(通勤費相当額)

(報酬の額)

- 第4条 役員に支給する報酬の額は、東京都足立区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則第1条別表任命権者「区長」の特別専門員もしくは専門員(甲)の報酬の額とする。

(報酬等の支給方法)

- 第5条 役員報酬等は、毎月指定の銀行口座に振込にて支給するものとする。

(旅費)

- 第6条 出張した役員に対しては、旅費を支給する。
- 2 旅費の支給は、足立区職員の旅費に関する条例(昭和50年足立区条例第14号)および足立区職員旅費支給規程(昭和50年足立区訓令甲第26号)に準ずるものとする。

(規程の改廃)

- 第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

付 則

- この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- この規程は、平成28年3月1日から施行する。
- この規程は、平成30年6月28日から施行する。